

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、尾道市立大学（以下「本学」という。）において行う無料の職業紹介業務について必要な事項を定める。

(紹介業務の範囲)

第2条 職業紹介業務は、本学の学生及び卒業生を対象とし、次の範囲により行う。

(1) 在学中の学生のアルバイト

(2) 卒業後の就職

(紹介業務の担当者)

第3条 職業紹介業務は、前条第1号にあっては学務課学生係において、同条第2号にあってはキャリアサポートセンターにおいて行う。

(差別の禁止)

第4条 この業務を行うにあたり、求人者又は求職者に対して、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等によって差別をしてはならない。

(求人申し込み)

第5条 本学は、いかなる求人申し込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が、法令に違反するとき、又はその申込みの内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が、通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認めるときは、これを受理しない。

第6条 求人者は、求人申し込みにあたり、本学に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(求職申し込み)

第7条 本学は、いかなる求職申し込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

第8条 求職にあたっては、必ず本人が出頭のうえ、所定の手続きにより申し込まなければならない。

(職業相談等)

第9条 本学は、求職者に対し職業相談を行い、その就職先、労働条件、就業地、その他求職の条件等について指導する。

(紹介の原則)

第10条 職業を紹介するにあたっては、求職者にはその希望と能力に適合する職業を、求人者にはその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。

(紹介の一時中止)

第11条 本学は、労働争議に対しては中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所の求人に対しては、紹介を一時中止することがある。

(守秘義務)

第12条 業務担当者は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、他に漏らしてはならない。

(報告の義務)

第13条 雇用関係が成立したときは、求人者及び求職者双方ともその旨を本学へ報告しなければならない。また、採用内定期間中に契約を取り消すとき、又は撤回するときも

同様とする。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日規程第180号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。